

令和元年 10 月 8 日
近畿総合通信局

民放ラジオ難聴解消支援事業の交付を決定

総務省は、令和元年度予算で措置された「無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）」の交付決定を行いました。

近畿総合通信局（局長：佐々木 祐二（ささき ゆうじ））管内では、株式会社エフエム滋賀から交付申請のあった、長浜中継局の整備事業が交付対象となっています。

今後、放送設備の整備や無線局免許手続き等を経て長浜中継局が開局されることにより、滋賀県長浜市内における難聴地域の解消が図られます。

【交付決定の概要】

団体名	補助対象事業費	補助金額	事業概要
株式会社エフエム滋賀	27,687 千円	18,458 千円	長浜市内の難聴対策のため、中継局を整備

※ 民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援する事業で、その概要は別紙のとおりです。

<関連報道資料>

- ・「無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）」に係る提案の公募（令和元年 6 月 10 日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000235.html

連絡先：放送部 放送課（担当：岡本、曾根原）
電話：06-6942-8566
ファクシミリ：06-6942-7622

民放ラジオ難聴解消支援事業

別紙

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地形的・地形的難聴、外国波混信 2／3
- ・都市型難聴 1／2

